

荒尾市立八幡小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校は、国、県、市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校におけるいじめ防止等のための対策を推進するために、八幡小学校いじめ防止基本方針を定めます。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 本校の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の4点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。
- ④ いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わないこと。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはなりません。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめについての基本的な認識です。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを認識させます。具体的には、次の8点に取り組みます。

- ①年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫することで、「わかる授業」を展開し、自己有用感を高めます。
- ②人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進します。
- ③道徳教育、『命を大切にする心』を育む指導プログラム、豊かな人間関係づくり実践プログラム、人権月間の取組、いじめ根絶月間の取組等を計画的に指導します。
- ④縦割り班活動等の異学年交流の充実、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実、児童が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習プリント等を工夫し、児童の自発的な活動を支援します。
- ⑤朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにします。
- ⑥学校全体で暴力や暴言を排除します。特に、教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識し、人権を尊重した教育活動を展開します。
- ⑦いじめ防止対策推進法や八幡小学校いじめ防止基本方針の各種取組について、児童・保護者に啓発します。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行います。

(3) いじめの未然防止のための重点取組事項

いじめは、どの子どもにも起こりうる事実を踏まえ、すべての児童を対象に、次の6点について重点的に未然防止に取り組みます。

- ①わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・算数科におけるT T指導及び少人数指導の実施
 - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
 - ・授業評価アンケートの実施
- ②学習規律13項目の徹底
 - ・チャイム着席（ゼロ分スタート）
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方等
- ③学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- ④社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
 - ・保護者や地域と連携した取組の推進
- ⑤児童会活動の充実
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・委員会活動の充実
- ⑥人権学習、道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・『命を大切に作る心』を育む道徳教育の推進
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解

3 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することです。そのために、私たち教職員は、これまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うよう努力していきます。併せて定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努め、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。具体的には、次の6点に取り組みます。

① いじめ調査について

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

ア 児童対象いじめアンケート調査年3回（6月、11月、2月）

イ 保護者対象アンケート調査年3回（6月、11月、2月）

ウ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年3回（6月、11月、2月）

② いじめ相談体制について

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

ア スクールソーシャルワーカーの活用（荒尾市との連携）

イ いじめ相談窓口の設置

③ いじめの早期発見のための取組

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員で児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくよう努力します。

イ 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。

ウ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年部や子どもを見つめる会、いじめ・不登校対策委員会及び生活指導推進委員会等の場において、気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守ります。

エ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「臨時教育相談」や「定期教育相談週間」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図っていきます。

オ いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校と連携する必要があること等の啓発活動を行います。

④ いじめの早期解決のための取組

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導します。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を取りながら、指導を行っていきます。

⑤ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かします。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしません。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「肥後っ子テレホン」「24時間いじめ相談ダイヤル」等各種関係機関の相談窓口の利用も検討します。

⑥ いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

ア 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ・教頭、養護教諭、教務主任、
特別支援教育コーディネーター、人権教育主任

電話 68-0009 E-mail: yahata.es.0009@arao.ed.jp

イ 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

- ・荒尾市教育委員会

電話 63-1659

- ・熊本県子どもいじめ相談電話

電話 0570-078310 (なやみ言おう)

4 いじめの防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、校務分掌に推進委員会として生徒指導推進委員会、専門委員会としていじめ・不登校対策委員会を位置づけ、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行います。

(1) 学校内の組織

① 生徒指導推進委員会（月1回及び必要に応じて随時）

生徒指導主任を中心に、健全な児童の育成を図るため、児童理解を図り、積極的な児童支援及び生徒指導の推進を図ります。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年部代表

② いじめ、不登校対策委員会（月1回及び事案発生時は緊急開催）

いじめ問題や不登校問題を中心に、学校内外の児童の生活の諸問題について話し合います。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任

※必要に応じて、外部構成員として荒尾市スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事、学校評議員、PTA役員、元警察官、その他関係機関の助言者等の参加のもと委員会を開催します。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関との連携した組織

いじめの事実を確認した場合は、荒尾市教育委員会に報告するとともに、「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急いじめ・不登校対策委員会を開くとともに、荒尾市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していきます。また、法に抵触すると考えられる場合は、荒尾警察署へ通報し対応等の相談をします。

地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることをお願いします。

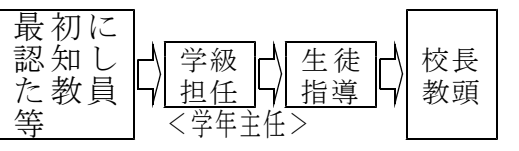
5 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・児童生徒や保護者からの訴え
- ・「悩みアンケート」から発見
- ・校内の先生等からの情報提供



2. 対応チームの編成 = 【いじめ・不登校対策委員会】の立ち上げ

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、外部構成員
※外部構成員として荒尾市スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事、学校評議員、PTA役員、元警察官、その他関係機関の助言者等事案に応じて編成します。

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - (2) 対応方針
- ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
- ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 実態の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめの被害者への対応

- ※心のケア（スクールソーシャルワーカーの活用）や安心して学校に通学できるようするための対応
- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校はいじめている行為を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励まします。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。

○自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

(2) いじめの加害者への指導・対応〈複数教員での対応・記録の保存〉

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
 - いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていきます。

◎出席停止制度の生徒・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

1. いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。

2. いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(3) 関係機関との連携

1. 警察への通報など関係機関との連携
 - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、荒尾市教育委員会及び荒尾警察署等と連携して対処します。

6 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等。
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長
 - ② 校長⇒荒尾市教育委員会教育振興課
- ※ 緊急時には、臨機応変に対応する。
※ 荒尾市教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※ 必要に応じて荒尾警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ・不登校対策委員会の招集
- ② 荒尾市教育委員会教育振興課への報告と連携
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 荒尾警察署への通報など関係機関との連携

8 公表・点検・評価

- ① 八幡小学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ② 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを学校評議員、学校関係者評価委員、保護者、児童、職員で評価します。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、八幡小学校いじめ防止基本方針を見直します。